

第6章 競争政策に関する理論的・実証的基盤の整備

1 はじめに

いわゆる経済の高度化、ボーダーレス化等が進展する中で、公正取引委員会における競争政策上の制度設計や法執行に関し、経済学的、あるいは法学的な分析の成果を取り入れる必要性がますます高まっている。

このような中、公正取引委員会は、平成15年6月、事務総局内に「競争政策研究センター」(CPRC)を発足させた。同センターでは、中長期的観点から、独占禁止法の運用や競争政策の企画・立案・評価を行う上での理論的・実証的な基礎を強化するため、独占禁止法や経済学等の専門家等の参画を得て、研究活動を行うほか各種セミナー等を開催している。

2 検討会の開催

公正取引委員会は、競争政策研究センター内において、競争政策上の課題について議論を行うため、検討会委員として有識者等の、また、必要に応じてオブザーバーとして関係省庁の参画を得て、検討会を開催している。平成29年度においては、次の2テーマについて検討会を開催し、それぞれ報告書を取りまとめ、公表した。検討会報告書は競争政策研究センターのウェブサイト (<https://www.jftc.go.jp/cprc/index.html>) 上に全文を掲載している。

(1) 「データと競争政策に関する検討会」

近年、IoT (Internet of Things) の普及や人工知能関連技術の高度化を背景として、「ビッグデータ」の解析で得られる知見が、既存の業界の垣根を越えた新たな革新を生むことが期待されている。データを事業活動に生かすことの重要性が高まる中で、データの利活用を促すことに資するような競争政策上の課題について検討を行うことが必要となっている。

このような状況を踏まえ、公正取引委員会は、競争政策研究センターにおいて「データと競争政策に関する検討会」(第1表参照)を開催し、データの収集・利活用に関連する競争政策及び独占禁止法上の論点を整理するため、平成29年1月以降、6回の検討会を経て、報告書が取りまとめられた(同年6月6日公表。詳細は後記 **3** 参照)。

(2) 「人材と競争政策に関する検討会」

個人の働き方が多様化するとともに、労働人口の減少による深刻な人手不足のおそれから、人材の獲得を巡る競争の活発化が予想される。その一方で、活発化した競争を制限する行為が行われる可能性もある。

このような状況を踏まえ、公正取引委員会は、個人が個人として働きやすい環境を実

現するために、人材の獲得を巡る競争に対する独占禁止法の適用関係及び適用の考え方を理論的に整理するため、競争政策研究センターにおいて「人材と競争政策に関する検討会」（第1表参照）を開催し、平成29年8月以降、6回の検討会を経て、報告書が取りまとめられた（平成30年2月15日公表。詳細は後記4参照）。

第1表 検討会（平成29年度開催）

	テーマ・検討会委員等
1	「データと競争政策に関する検討会」（平成28年度から継続） 〔検討会委員〕 石井 夏生利 筑波大学図書館情報メディア系准教授 宇都宮 秀樹 森・濱田松本法律事務所 弁護士 川瀨 昇 京都大学大学院法学研究科教授 【座長】後藤 晃 東京大学名誉教授 鮫島 正洋 内田・鮫島法律事務所 弁護士 土佐 和生 甲南大学法科大学院教授 中林 純 近畿大学経済学部准教授（CPRC主任研究官） 西岡 靖之 法政大学デザイン工学部教授 松尾 豊 東京大学大学院工学系研究科特任准教授 森 亮二 英知法律事務所 弁護士 和久井 理子 大阪市立大学大学院法学研究科特任教授（CPRC主任研究官） 〔オブザーバー〕 内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室 内閣府 知的財産戦略推進事務局 個人情報保護委員会事務局 総務省 経済産業省 〔事務局〕 公正取引委員会事務局（経済取引局総務課経済調査室） （注）検討会委員の役職は平成29年5月26日時点のものである。
2	「人材と競争政策に関する検討会」 〔検討会委員〕 荒木 尚志 東京大学大学院法学政治学研究科教授 大橋 弘 東京大学大学院経済学研究科教授（CPRC主任研究官） 風神 佐知子 中京大学経済学部准教授 川井 圭司 同志社大学政策学部教授 神林 龍 一橋大学経済研究所教授 【座長】泉水 文雄 神戸大学大学院法学研究科教授 高橋 俊介 慶応義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授 多田 敏明 日比谷総合法律事務所 弁護士 土田 和博 早稲田大学法学学術院教授 中窪 裕也 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 中村 天江 リクルートワークス研究所労働政策センター長 和久井 理子 大阪市立大学大学院法学研究科特任教授（CPRC主任研究官） 〔オブザーバー〕 文部科学省（スポーツ庁） 厚生労働省 経済産業省 CPRC所長

[事務局]

公正取引委員会事務局（経済取引局総務課経済調査室）

（注）検討会委員の役職は平成30年2月1日時点のものである。

3 「データと競争政策に関する検討会」報告書

(1) 検討の背景

近年、I o T（Internet of Things）の普及や人工知能関連技術の高度化を背景として、「ビッグデータ」の解析で得られる知見が、既存の業界の垣根を越えた新たな革新を生むことが期待されている。データを事業活動に生かすことの重要性が高まる中で、データの利活用を促すことに資するような競争政策上の課題について検討を行うことが必要となっている。

(2) 近年の環境変化

近年、低廉なセンサーの開発や通信技術の向上、クラウド・サービスの普及等を背景として、機器、家電、工場等がインターネット等により接続されるようになりつつある。この結果、従来は利用されなかったり、又は、そもそも収集されていなかったものを含め、人間や機器の位置、活動状況等多様な、そして、大量のデータがリアルタイムに収集され、集積されるとともに、それが利用されたりするようになっている。

また、データの解析についても、CPUやメモリ等コンピュータ・リソースの性能向上、インターネットの発達等によって、人間が一定の観点を定義すれば、プログラムの作成等を行わずとも、データから事象間の相関関係等を自動的に識別する解析技術である機械学習を始めとする人工知能関連技術が急速に発達している（注1）。

このような一連の環境変化を俯瞰すれば、I o T等によって、データの大量生成・収集・集積が技術的・経済的に容易になったこと、また、その後、人工知能関連技術の著しい発達によって、データを事業に活用できる確実性が向上し、その範囲も拡大したことという二つの大きな技術的変化が生じている。そして、様々な産業において、例えば、「製造業のサービス化」といったビジネスモデルの大きな転換が起こりつつあると考えられる。

（注1）機械学習の効果として、例えば、深層学習（ディープ・ラーニング）を使用することによって、クレジットカードの不正利用の疑いがあると判定した取引のうち、本当に不正な取引だった比率を従来の5%程度から90%程度へと大幅に引き上げることに成功したとの事例がある。あるいは、SNSへの不適切な投稿（誹謗中傷等）を自動的に振り分ける機能の追加により人の目で実際にチェックする件数について、機械学習を利用することによって従来の1%以下に減少させることができたといった事例もある。

(3) データの利活用の現状

ア パーソナル・データ

インターネット上で収集可能なデータ、例えば、検索履歴、ウェブサイト閲覧履歴といった個人に関連するパーソナル・データは、多数のインターネット広告事業者（注2）によって、顧客ごとにその時点での趣味、関心に連動した行動ターゲティング広

告を効果的に行うため（注3）、大規模に収集されるとともに（注4）、ネット閲覧履歴といったデータ等、個人の識別が困難な形で加工された上で取引されているものもある。

中でも、SNSや検索エンジン等の「無料」サービスを消費者に提供しつつ、別途、広告主から受注したインターネット広告の配信も当該消費者に行う事業者は、当該「無料」サービスやネットワーク効果を誘因として、大量の、かつ、「良質」（注5）なパーソナル・データを収集し、当該データの機械学習を通じて、個別消費者の興味関心に応じたターゲティング機能、リコメンド機能の改善に用いるとともに、「無料」サービスの機能向上に利用する場合もある。

インターネット広告市場は、我が国においても寡占化が進行しているとの指摘があるが、こういったパーソナル・データの収集・利用能力の高さもこの背景にあるものと考えられる。

なお、この「無料」サービスについては、利用の対価を要しないこともあり、価格競争ではなく、品質のみによる競争が行われている。

（注2）インターネット広告事業者には、メディアを保有し、かつ、DMP（Data Management Platform）事業及びDSP（Demand Side Platform）事業（データ収集及びターゲティング）を行う事業者と後者のみを行う事業者等多様な事業者が存在する。DMPとは、自社や外部の様々なデータを一元的に管理するプラットフォームである。DSPは、広告主や広告会社が広告を出稿するためのシステムで、掲載面や価格、ターゲット等設定した条件に合致した広告枠（広告在庫）を自動的に買い付け、広告を配信するものである。

（注3）各種ウェブページ（各種ポータルサイト、ブログ、新聞社等閲覧者が多いページ）の管理者と契約したDSPがタグを有償で設置することによって、当該ウェブページを閲覧した閲覧者は、その後、どのようなウェブページを閲覧したかを当該DSPが把握することが可能となる。

（注4）近年、インターネット外の購買履歴等更に収集対象のデータ範囲が拡大する事例がみられる（一例として、電子マネー決済サービス）。

（注5）ターゲティング広告を行うというデータの使用目的と照らして好適な性質を有すること。例えば、インターネット広告事業者（DMP）のターゲティングに関する能力は、主として、対象者の属性（位置、性別、年収、家族構成等。範囲が広いほど能力が向上。）、趣味嗜好・活動状況に関する情報の即時的な正確性（事実か推測か。推測の程度）、複数の端末間の同定能力等によって左右され、「無料」サービス及びネットワーク効果によって顧客を誘引するデジタル・プラットフォームが圧倒的に「広く」「深い」データ収集能力を保有し、当該データの機械学習を通じて、ターゲティング能力の向上に結びつけることができているとの指摘がある。

イ 産業データ

機器、人体、土壌その他現実の「有体物」の状況に関する極めて多様なデータが、各種のセンサーによって、リアルタイム処理（即時にデータを処理すること）又はバッチ処理（データをまとめて処理すること）によって、事業者によって収集されつつある。

産業データは、例えば、その発生源たる機器の稼働データにおける稼働日時等当該機器の稼働の前提となるデータがなければ限定された者以外には利用価値が乏しい（状況依存性が高い）ことがある。また、データに金銭的価値を付けることが困難であったり、あるいは、データの保有者自身がデータのコントロールを継続したりした

といった様々な事情の下、産業データの取引は活発ではない。この結果、当事者の意向に照らして必要以上にデータの「囲い込み」が行われ、データの利活用が進んでいないとの指摘がある。

このように産業データの取引は、必ずしも容易ではないこと等を背景として、複数の事業者（競争関係にある場合もない場合もある。）が共同して、各種の地図等各事業者に共通する基盤的な部分について、データを収集し、利用する事例が増加している。

(4) 競争政策上又は独占禁止法上の検討に当たっての基本的な考え方

ア データの集積・利活用が競争に及ぼす影響についての基本的な評価

データの集積・利活用は、それ自体としては、競争促進的な行為であり、競争政策上は望ましい行為であって、独占禁止法上も問題となることはない。

しかしながら、競争者を排除しようとする行為といった不当な行為や合併を始めとする企業結合によって、データが特定の事業者を集積される一方で、それ以外の事業者にとっては入手が困難となる結果として、当該データが効率化等の上で重要な地位を占める商品の市場における競争が制限されることとなったり、あるいは、競争の観点から不当な手段を用いてデータが利活用される結果、例えば、商品の市場等データに関連する市場において競争が制限されることとなったりする場合には、独占禁止法による規制によって、競争を維持し、回復させる必要が生じることになる。

また、独占禁止法上は直ちには問題とならない場合であっても、競争上望ましいと考えられる政策的措置はあり得、例えば、以下の指摘があった。

(ア) パーソナル・データのポータビリティ

SNS等ロックイン効果が発生する可能性があるサービスは、パーソナル・データのポータビリティ（注6）が確保されないと、当該サービス市場に関する市場支配力が維持されやすくなるため、何らかの政策的対応が望ましい。

（注6）本報告書において、パーソナル・データのポータビリティとは、自らのパーソナル・データについて、本人の意思に応じて現在の管理者から別の管理者に移転できることをいう。

(イ) 産業データ

「データ・オーナーシップ」（注7）を巡る問題については、産業データの公正で自由な利用に資する明確なルール形成が期待されるとともに、必要に応じて、競争政策や独占禁止法の観点からの検討が更に深められることが望ましい。

（注7）一般的に、データの利用等に関する権利、特に、機器等の所有者が有する（有すべき）権利を意図した用語として用いられることが多い。

(ロ) 公共データ等

国及び地方公共団体が保有するデータに関しては、個人情報に配慮しつつ、オープンデータを強力に推進することとされており、データを利用した競争の促進の観点からも、望ましいものと考えられる。

一方で、法定独占産業等現在又は過去において参入が規制されている又はされて

いた事業分野において、その地位に基づいて収集が可能となるデータ（例えば、交通系ＩＣカードの利用状況）については、プライバシー保護の観点を踏まえつつ、広く、その利活用が促進されるべきではないかなどといった指摘があった。

イ 関連市場についての考え方

一定の行為について競争減殺の観点から独占禁止法上の評価を行うに当たっては、問題となる行為の影響が及ぶ取引について、当該取引の行われる市場における競争が減殺されるか否か（又はそのおそれがあるか否か）が検討される。競争が制限されるか否かを判断するために、一定の取引の対象となる商品の範囲、取引の地域の範囲等に関して、基本的には、需要者にとっての代替性という観点から、加えて、必要に応じて、供給者にとっての代替性という観点から、市場（一定の取引分野）が画定される。

データの収集・利活用に関連する取引については、当該データが用いられる商品の取引の市場とは別に、当該データ自体の取引の市場や、当該データが用いられる技術の取引の市場への影響について検討が必要となる場合があるものの、関連市場の画定方法は、他の商品一般と原則として異なるところはないと考えられる。すなわち、検討対象となる商品について、基本的には、需要者にとっての代替性という観点から、加えて、必要に応じて、供給者にとっての代替性という観点から、商品の範囲及び地理的範囲について市場が画定される。

なお、データを大量に集積し、活用している事業者として、いわゆるデジタル・プラットフォーム事業者が指摘される。これらの事業者が運営するプラットフォームは、いわゆる多面市場を構成し、特に、ある市場ではＳＮＳを始めとする金銭的対価を伴わない「無料」サービスが消費者等に提供される一方で、他の市場（例えば、オンライン広告市場）においては、金銭的対価を得ている場合が多い。また、「無料」サービスを巡っては、デジタル・プラットフォーム事業者と消費者等との間で金銭のやり取りが存在せず、価格競争は観察されていないが、競争者間で品質を巡る非価格競争が行われている。そして、当該競争が阻害される可能性が認められるのであれば、その競争の場を「市場」として考えることが適切な場合があり、金銭的対価を伴わない「無料」サービスの取引が行われる場を、多面市場を構成する一つの市場、すなわち、無料市場として画定することが可能と考えられる。

ウ 競争減殺効果の分析方法

データの集積・利活用に関して市場における競争が減殺されるか（又はそのおそれがあるか）否かは、他の場合と同様に、問題となる行為の内容及び態様、当該行為に係る当事者間の競争関係の有無、当事者が市場において占める地位（シェア、順位等）、対象市場全体の状況（当事者の競争者の数、市場集中度及び取引される商品の特性、

差別化の程度、流通経路、新規参入の難易性等）並びに制限行為においては制限を課すことについての合理的理由の有無及びデータ集積・利活用を積極的に行う意欲（投資インセンティブ）への影響を総合的に勘案し、判断することになる。

この際、SNS等「無料」サービスを提供するデジタル・プラットフォームにおいて、プライバシーの保護水準が重要な競争手段となっている場合には、当該保護水準を商品の品質の一要素と捉え、制限行為による当該保護水準の低下に基づいて競争減殺効果を評価することもあり得るものと考えられる。

また、データの集積による競争制限効果を判断するに当たっては、異なる種類のデータを組み合わせて利用できることとなることの効果、同様のデータがより大量に集積されることによる利用価値の増加の程度、当該データの入手源の限定性といった観点を踏まえ、新規参入者が同程度の利用価値があるデータ集積を実現することが技術的に又は経済的に可能かどうかも考慮要素となると考えられる。

この際、競争者間で、商品の性能に大きな影響を与える生データを収集する能力に関する大きな差が生じる可能性も想定される場合には、特定の事業者へのデータの集積は、他の事業者による新規参入又は事業活動の継続を困難なものとし、市場支配力の形成、維持、強化に資する可能性があることに留意が必要である。

(5) データの収集・利活用に関する行為

以下では、データを巡る我が国の競争上の懸念を踏まえて、データの収集・利活用に関する行為として、本検討会で指摘のあった将来的に顕在化する可能性があるとして現時点で考えられる主要な論点について、データの特有の事情があるか否かを特に意識しつつ、検討する。

ア データの収集に関する行為

前述のとおり事業者が様々なデータを収集することは、それ自体として独占禁止法上問題となることは通常ない。しかし、不当な手段でデータ収集が行われたり、データ収集が競争者間の協調行為を促進したりするなど競争に悪影響を与える場合には、例外的に独占禁止法上問題となることがある。

(7) 単独の事業者による収集

a 取引先企業からのデータの収集

例えば、業務提携等を行う際、業務提携等に先立ち、秘密保持契約を締結した上で業務提携等に必要な研究開発を共同で実施することがある。この際に、共同での研究開発実施後に当事者の一方が相手方に対して共同研究開発により得られたデータや技術及び業務提携等を通じて得られるデータや技術の全てを自らに帰属させることを業務提携等の契約を締結する条件とする場合がある。

このように業務提携等の一方の当事者が他方の当事者に対して自らにデータや技術を帰属させるといった何らかの名目で一方的にデータを提供させる行為は、

データに希少性が認められるときは、当該一方の当事者の関連する市場における有力な地位を強化することにつながり得る、又は当該他方の当事者の研究開発意欲を損ない、新たな技術の開発を阻害し得る場合があり、それによって、市場における競争を減殺する可能性がある。このようにして公正競争阻害性を有するときには、不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号。以下「一般指定」という。）第 12 項（拘束条件付取引）に該当すると考えられる。

また、前記のような何らかの名目で一方的にデータを提供させる行為については、当事者間の一方が優越的な地位にあることが認められる場合、その内容と実施の状況によっては、相手方に不当に不利益を与えるものであり、独占禁止法第 2 条第 9 項第 5 号ハ（優越的地位の濫用）に該当する場合もあると考えられる。

b プラットフォームを運営する事業者によるデータの収集

プラットフォームを運営する事業者が当該プラットフォームを通じて提供するサービス（有料サービス、無料サービスの両方を含む。）について市場支配力を有する一方で、プラットフォーム利用者は他の類似サービスへの切替えが困難となっている場合には、仮に、当該サービスに関する取引条件がデータ収集に関して利用者にとって不利益に変更されたとしても、当該利用者は、当該サービスの利用を停止することが困難となる可能性がある。また、この結果として、当該プラットフォーム運営事業者は、公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれを生じさせる、又はこのようにして収集したデータを利活用することで事業活動を行っている市場において市場支配力を形成、維持、強化することができる可能性があり、私的独占、優越的地位の濫用その他独占禁止法の適用により規制の対象とすることがあり得るのではないかと指摘がある。

(4) 複数の事業者による共同収集

データの共同収集については、広い範囲でのデータの収集が可能となることにより、新たな商品の開発、商品の機能向上、改善、安全性の向上、標準化によるデータの相互運用性や統一性の向上を通じた技術の普及等に資することにより競争を促進することが期待される場合もある。

しかし、共同収集するデータにより、競争関係にある他の参加者が今後販売する商品の内容、価格、数量を相互に把握することが可能となり、これにより競争者間における協調的行為の促進を生じさせる場合には、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限）の問題になり得ると考えられる。

また、前記以外の場合であっても、データを重要な投入財として利用する商品の市場において、競争関係にある事業者の大部分が、各参加事業者が単独でも行い得るにもかかわらず、データを共同で収集するとともに、参加者それぞれにおけるデータ収集を制限し、これによって、当該商品の市場における競争を実質的に制限する場合には、独占禁止法上問題となり得ると考えられる。

イ 収集されたデータへのアクセスに関する行為

(7) 単独の事業者によるアクセス拒絶

一般論として、事業者が誰に商品を提供するか、どのような条件で商品を提供するかは、基本的には、事業者の自由である。しかし、特定の企業が、ある市場において、市場支配力を有しており、当該市場における事業活動を通じて収集するデータが、当該市場又は他の市場における事業活動において不可欠な役割を果たし、かつ、代替的なデータを取得することも技術的又は経済的に困難な場合であって、例えば、次の①、②のようなときには、他者によるデータへのアクセスについて、合理的な理由なく制限を設けることは、「正常な競争手段の範囲を逸脱する人為性を有する」排除又は「独占禁止法上不当な目的を達成するための手段として取引を拒絶」する行為と評価でき、一定の取引分野における競争を実質的に制限する又は公正競争阻害性を有する場合には、独占禁止法上問題となり得ると考えられる（同法第3条〔私的独占〕、同法第19条〔不公正な取引方法〕・一般指定第2項〔その他の取引拒絶〕）。

- ① データを利用した商品の市場における競争者を排除する目的以外には合理的な目的が想定されないにもかかわらず、正当な理由なく、従来可能であったデータへのアクセスを拒絶する場合。
- ② 競争者（又は顧客）に対してデータにアクセスさせる義務があると認められる場合において（注8）、データを利用した商品の市場における競争者を排除することとなるにもかかわらず、正当な理由なく、当該競争者（又は顧客）に対してデータへのアクセスを拒絶する場合。

また、虚偽や法令違反を伴うような不当な行為によって収集されたデータを利用することによって、データの取引の市場又はデータを利用した商品の市場で有力な地位に立った事業者が、当該データが競争者の事業活動に不可欠であり、かつ、競争者にとっては代替的なデータの取得が技術的又は経済的に困難であるにもかかわらず、正当な理由なく、競争者によるデータへのアクセスを拒絶し、それによって、当該競争者の事業を困難とする場合も同様に独占禁止法上問題となり得ると考えられる。

（注8）個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）では、個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求されたときは、本人に対し、当該保有個人データを開示しなければならないとされている（同法第28条）。また、契約上の義務として、例えば、管理を委託されたデータについて委託者が受託者に対して第三者によるデータへのアクセスを認めている場合や、金融機関と預金者等当事者間の契約において、取引履歴等のデータへのアクセスを認めている場合がある。

(4) 共同行為によるアクセス拒絶等

シェアの合計が相当程度高い複数の事業者が共同収集したデータについて、ある特定の事業者に対し共同収集への参加を制限し、かつ、合理的な条件の下でのアクセスを認めないことは、当該第三者において他の手段を見出すことができずその事

業活動が困難となり、市場から排除されるおそれがあるときには、例外的に独占禁止法上問題となる場合があると考えられる。

(ウ) データへのアクセスに関連するその他の不当な行為

データへのアクセスに関連して独占禁止法上問題となり得る行為として、データの提供とその解析等他のサービスを抱き合わせで販売するといった行為や自らのみデータの取引をすることを義務付けたり、あるいは、機械学習技術等の要素技術を有償又は無償で提供する条件として、当該提供者以外の者（産業データに係る機器の所有者を含む。）によるデータの収集や利用を制約したりするなどによりデータを不当に利用することを可能としたりするような、一般指定第11項（排他条件付取引）、同第12項（拘束条件付取引）など様々な行為を想定し得る。

(6) 企業結合審査におけるデータに関連する考慮事項等

企業結合審査において、大量のデータを集積し、又はそのような収集経路を保有する企業が当事会社に含まれる企業結合の届出があった場合、データの希少性、代替性の有無等を踏まえつつ、次の事項に特に注意する必要があるものと考えられる。

- ・ 企業結合の時点では、開発中であるといった事情により最終商品が存在しないなど商品間の競争への影響が具体的に明らかでない場合であっても、当該データを利用する技術開発ないし当該データの集積それ自体について、市場支配力が形成されるおそれを判断する必要がある場合がある。
- ・ 無料サービス等によって収集された大量のデータの解析によって、アルゴリズムで規定された商品の機能向上が短期的にもたらされている場合、ネットワーク効果による生データの収集、当該生データの機械学習を通じた商品の機能向上の循環の強化により、データを利用した商品の市場における市場支配力が形成されることとならないか注意する必要がある。
- ・ データは、研究開発活動以外にも、他の様々な商品への投入財と位置付けられる場合もある。企業結合によって、市場において重要な投入財としてのデータやその入手経路が、特定の事業者のみに集積することで、市場支配力が形成されるおそれもある。
- ・ データはそれ自体が取引の対象となる場合があり、一定の行為が当該取引に係る競争に悪影響を及ぼす場合には、当該データを用いる商品の競争関係にかかわらず、データの取引市場も独占禁止法上の評価対象となる。

また、一般的な商品と同様に、データの供給者・需要者の企業結合の結果、当該企業結合がなければ引き続きデータの供給や関連する技術のライセンスを受けて、研究開発や商品開発を行っていた事業者にとって、データの供給等を受けることができなくなるおそれがある場合（投入物閉鎖）には、企業結合が認められるべきではない場合があると考えられる。

(7) 結語

データの利活用を通じた新たなビジネスモデルやイノベーションが広く創出され、生産性が向上していくことへの期待はとみに高まっている。今後、データの利活用を通じたイノベーションが活発に行われるようにするための鍵は、データの収集や利活用を公正かつ自由な競争環境の下で行うことができることにある。もちろん、データの利活用に関する新たなイノベーションが生まれている中で、競争法が性急に介入することは必ずしも望ましくないとの指摘もある。しかしながら、一方で、大量のデータやその解析技術等が一部の事業者に集中しつつあるとの指摘もある中で、仮に、競争が阻害されることにより消費者の利益が損なわれるおそれがある場合には、独占禁止法に基づき対応し、与えられた役割を適切に果たす必要がある。

このような考え方の下で、本検討会は議論を行い、報告書を取りまとめ、データの収集・利活用に伴う競争上の懸念の多くは、従来の独占禁止法の枠組みにより対処できることが確認された。

今後、本報告書における考え方を踏まえ、公正取引委員会における今後の政策立案及び厳正な法執行が行われることが期待される。

4 「人材と競争政策に関する検討会」報告書

(1) 検討の背景・目的

近年、個人の働き方は多様化し、労働契約に基づき企業の従業員として働くのではなく、個人請負等、企業の指揮命令を受けずに「個人として働く者」が増加しつつあるといわれている。その背景には、終身雇用や年功序列を前提とした雇用システムでは個人の多様な就労ニーズに対応しきれない状況があることや、オープンイノベーションの推進やITの進展により外部人材の重要性が増していること、インターネット上で企業と人材のマッチングが容易になったことがあると考えられる。

また、今後、労働人口減少が見込まれており、産業構造の変化等から、今後人材の需要が増加する産業では、深刻な人材不足問題が起こるおそれがある。人材不足による人材を巡る需給の逼迫は、人材の獲得を巡る競争が活発化する方向に働くが、その一方で、活発化した競争を制限する行為が行われる可能性もある。

このような状況の下、人材の獲得を巡る競争に独占禁止法を適用する意義は大きい。公正かつ自由な競争による市場メカニズムが十分に発揮されることにより、①就労形態を問わず役務提供者（就労者）が自由に働き、働きがいを得るとともに、その能力をいかんなく発揮して、役務（労働）の価値を適切に踏まえた正当な報酬を受けることが可能となる。さらには、②発注者（使用者）が有為な人材を適切に獲得するといった、社会全体における人材の適材適所の配置（労働力の需給マッチング）を実現し、③人材を利用して供給される商品・サービスの水準の向上を通じた消費者利益の確保、商品・サービスを供給する経済活動の発展に資するものと考えられる。

また、最近、我が国の課題として経済的格差の是正が求められている。人材を巡る競争の維持・促進は、市場メカニズムの活用による生産性・賃金上昇、更には経済成長につながることを期待され、中長期的な観点からもこのような課題への解決に資するという点でも、独占禁止法を適用する意義がある。

現状をみても、働き方の多様化の促進の過渡期にある我が国においては、「個人として働く者」の増加に社会全体が対応しきれておらず、「個人として働く者」にそのしわ寄せが生じている可能性があり、検討会事務局が実施した幅広い業界・多様な立場にある方々を対象としたヒアリング（対象：91者）及びウェブアンケート（回答数：549）では、独占禁止法上問題となり得る事実が少なからず確認されている。

以上のとおり、人材の獲得を巡る競争に対する独占禁止法の適用に係る考え方を整理することは、喫緊の課題となっている。

(2) 検討対象

本報告書では、「個人として働く者」、すなわち「役務提供者」の獲得を巡って、役務提供を受ける企業等、すなわち「発注者」間で行われる競争について、また、役務提供者が労働者と評価される場合には「使用者」間の競争について、それを妨げ役務提供者に不利益をもたらし得る発注者（使用者）の行為に対する独占禁止法上の考え方を整理した。

「個人として働く者」とは、「フリーランス」と呼ばれる人がその代表であり、例えば、システムエンジニア、プログラマー、IT技術者、記者、編集者、ライター、アニメーター、デザイナー、コンサルタント等が挙げられるが、このほか、スポーツ選手、芸能人を含む、幅広い職種を念頭に検討を行った。ただし、特定の業種・職種固有の具体的な取引慣行に対する評価は、検討対象とはしていない。

(3) 労働者・労働組合と独占禁止法

独占禁止法立法時に「労働者」として主に想定されていたと考えられる伝統的な労働者、典型的には「労働基準法上の労働者」は、独占禁止法上の事業者には当たらず、そのような労働者による行為は現在においても独占禁止法の問題とはならないと考えられる。加えて、労働法制により規律されている分野については、行為主体が使用者であるか労働者・労働者団体であるかにかかわらず、原則として、独占禁止法上の問題とはならないと解することが適当と考えられる。例えば、労働組合と使用者の間の集団的労働関係における労働組合法に基づく労働組合の行為がこのような場合に当たる。使用者の行為についても同様であり、労働組合法に基づく労働組合の行為に対する同法に基づく集団的労働関係法上の使用者の行為も、原則として独占禁止法上の問題とはならないと解される。また、労働基準法、労働契約法等により規律される労働者と使用者の間の個別的労働関係における労働者に対する使用者の行為（就業規則の作成を含む。）も同様で

ある。ただし、これらの制度の趣旨を逸脱する場合等の例外的な場合には、独占禁止法の適用が考えられる。

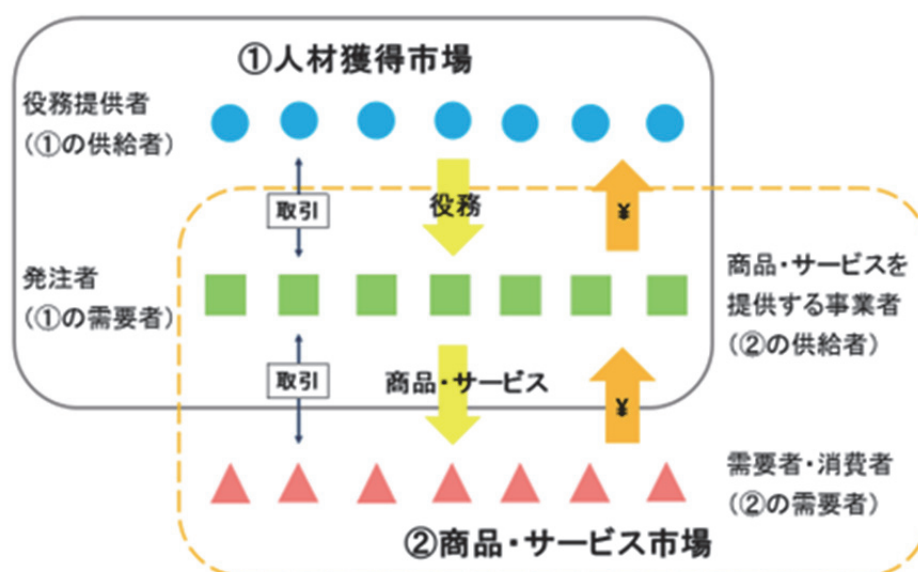
(4) 独占禁止法の適用に関する基本的な考え方

ア 独占禁止法上の問題を検討する行為

発注者、つまり役務提供を受ける企業等は互いに、役務提供者の獲得に係る条件を他の発注者のそれよりも良いものとする事で、優れた役務提供者の獲得を巡って競争し、また、役務提供者は互いに、自己の提供する役務の内容を他の役務提供者のそれよりも良いものとする事で、優良な役務提供条件による供給を巡って競争している。また、役務提供者が労働者と評価される場合には、使用者も互いに競争していることとなり、使用者についても発注者と同様に論じることとなる（以下、これらの競争が行われる場を「人材獲得市場」という。第1図参照）。

また、発注者は、提供された役務を利用して様々な商品やサービスを市場に供給しており、このとき発注者は、その商品やサービスを供給する相手方（需要者・消費者）の獲得を巡って競争している（以下、この競争が行われる場を「商品・サービス市場」という。第1図参照）。

第1図 人材獲得市場及び商品・サービス市場



人材獲得市場における発注者による役務提供者に対する行為は、商品・サービス市場において自由競争減殺や競争の実質的制限を生じさせる場合には、人材を利用して供給される商品・サービスの水準を低下させ消費者利益を損なう弊害もあると考えられる。

イ 人材獲得市場に特有の事情

人材獲得市場における問題を考える上では、人材特有の事情があることに留意する必要がある。

(7) 個人と企業組織では情報量・交渉力の格差が存在すること

人材獲得市場における発注者は、通常、企業組織である。一般に、個人である役務提供者と組織力を有する企業との間には情報量・交渉力の面で大きな格差がある。企業が情報量・交渉力で勝っている点において、個人の役務提供者と企業組織との間の取引は、通常の商品・サービスに関する企業間取引とは異なることに留意する必要がある。

(4) 秘密保持を目的とした行為

役務提供者という「人」を通じて企業秘密やノウハウが他の発注者に漏えいしないようにするために、発注者が役務提供者に対して、その役務提供先を制限する義務を課すことがある。このような義務には、一度「人」が取得した企業秘密やノウハウは「人」と不可分であることから、「秘密保持」という企業の正当な利益を確保するために必要という側面がある一方で、役務提供者が「誰」と「どのような」取引をするかといった選択の自由を侵害するという側面があり、両者のバランスについて留意が必要である。

(5) 人材育成投資費用の回収を目的とした行為

発注者が役務提供者に対して、移籍や転職といった移動の制限を課すことは、発注者の人材育成投資に対するインセンティブを保持するために必要との議論がある一方、前記(4)と同様に、役務提供者が「誰」と「どのような」取引をするかといった選択の自由を侵害するという側面があり、両者のバランスについて留意が必要である。ただし、前記(4)の秘密保持を目的とした行為と異なり、人材育成投資は投資財として観念しやすく、その費用や利益の算出も比較的容易であり、投資費用を回収するのに役務提供先の制限が不可欠であると直ちにいえるものではないという違いがあることにも留意する必要がある。

(5) 共同行為に対する独占禁止法の適用

ア 「役務提供者に対して支払う対価」に係る取決め

複数の発注者（使用者）が共同して、一定の役務提供に対する価格（対価）を取り決めることは、人材獲得市場における発注者（使用者）間の人材獲得競争を停止・回避するものである。価格（対価）は人材獲得における最も重要な競争手段であることから、当該共同行為は人材獲得市場において競争の実質的制限を生じさせるものであり、原則として独占禁止法上問題となる。このとき、競争促進効果の有無、社会公共目的の有無や手段の相当性が考慮される余地は、通常ない。

イ 「移籍・転職」に係る取決め

複数の発注者（使用者）が共同して役務提供者の移籍・転職を制限する内容の取決めを行うことは、役務提供者の役務の提供先の変更を制限することになり、人材獲得市場における発注者（使用者）間の人材獲得競争を停止・回避するものであることから、独占禁止法上問題となることがある。また、この行為により、商品・サービス市場で新規に商品・サービスの供給を開始しようとする者が供給に必要な役務提供者を確保できず、新規参入等が困難になることもあり得、商品・サービス市場の供給に係る競争を阻害する場合には、独占禁止法上問題となり得る。

一方、移籍・転職に係る取決めについて、例えば、移籍・転職をする役務提供者に対してそれまで発注者（使用者）が一定の費用をかけて育成を行っており、その育成に要した費用を回収する目的で行われているとの主張がある。

育成費用を回収することが育成のインセンティブにつながり、それが競争促進効果をもたらすことがあるとしても、それが人材獲得市場にもたらす競争阻害効果を上回るものであるのか、ということを検討する必要がある。さらに、回収する必要があるとされる育成費用の水準は適切か、また、取決めの内容はその水準に相当する範囲にとどまっているのか、移籍・転職を制限する以外に育成費用を回収するよりもより競争制限的でない他の手段は存在しないのか、といった内容、手段の相当性の有無も併せて考慮の上で問題となるかどうか判断される。このとき、複数の発注者（使用者）が共同で移籍・転職を制限する取決めをする場合、通常、育成費用の回収という目的を達成する手段として他に適切な手段が存在しないということはないものと考えられる。

ウ 役務提供者に求める資格・基準を取り決めること

事業者団体等において、一定の商品・サービスを供給する際の自主的な資格・基準として、商品・サービスの供給に必要な役務を提供する者について一定の資格・基準を定める場合がある。このような行為は、一般的には独占禁止法上の問題を特段生じさせないものが多いと考えられるが、その内容及び態様によっては、独占禁止法上問題となることもある。規定された資格・基準を満たす人材を十分に確保できない事業者にとって、商品・サービス市場における商品・サービスの供給が困難となるなどにより、同市場における競争を阻害し得るものだからである。

エ 発注者（使用者）間の情報交換

人材獲得活動をする上で、発注者（使用者）間において現在又は将来の事業活動に係る料金、価格等の重要な競争手段ではなく、過去の情報や客観的な情報について情報交換が行われ、それが発注者（使用者）間に現在又は将来の価格についての共通の目安を与えるようなものではない場合、直ちに独占禁止法上問題となるものではない

が、情報交換を通じて発注者（使用者）間で前記アないしウの行為に関する事実上の合意がなされる場合は、独占禁止法上問題となる。

(6) 単独行為に対する独占禁止法の適用

ア 基本的な考え方

人材獲得市場において行われる発注者による行為は、それが人材獲得市場における競争に影響を与える場合と、商品・サービス市場における競争に影響を与える場合がある。

(7) 自由競争減殺、競争の実質的制限の観点からの検討

自由競争減殺の観点からは、一般的には、商品・サービス市場において高いシェアを有する発注者の制限行為が、同市場において競争関係にある他の発注者の供給や参入を困難とするおそれを生じさせる場合に独占禁止法上問題となる（独占禁止法第2条第5項〔私的独占〕、一般指定第2項〔その他の取引拒絶〕、同第11項〔排他条件付取引〕、同第12項〔拘束条件付取引〕等）。

前記の独占禁止法上の評価においては、問題の行為について、競争促進効果・社会公共目的の有無、手段の相当性の有無等についても総合的に考慮の上で判断される。

(4) 競争手段の不公正さの観点からの検討

競争手段の不公正さの観点からは、発注者が役務提供者に対して実際と異なる条件を提示して、又は役務提供に係る条件（例えば、他の発注者への役務提供の制限）を十分に明らかにせず取引することで、他の発注者との取引を妨げることとなる場合に、独占禁止法上問題となり得る（一般指定第14項〔競争者に対する取引妨害〕）。

(5) 優越的地位の濫用の観点からの検討

優越的地位の濫用の観点からは、役務提供者に対して取引上の地位が優越している発注者が役務提供者に不当に不利益を与える場合に独占禁止法上問題となり得る（独占禁止法第2条第9項第5号ロ・ハ〔優越的地位の濫用〕）。発注者が役務提供者に対して優越した地位にあるとは、役務提供者にとって発注者との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、発注者が役務提供者にとって著しく不利益な要請等を行っても、役務提供者がこれを受け入れざるを得ないような場合である。この判断は、①役務提供者の発注者に対する取引依存度、②発注者の市場における地位、③役務提供者にとっての取引先変更の可能性、④その他発注者と取引することの必要性を示す具体的事実を総合的に考慮してなされる。発注者が通常企業であるのに対して役務提供者が個人で事業を行っていることが多いという人材獲得市場の事情は、役務提供者の優越的地位の認定における考慮要素となる。

前記の独占禁止法上の評価においては、問題の行為について、代償措置が採られ

ている場合には、そのこと及び代償措置の内容・水準の相当性等も考慮の上で判断される。

イ 秘密保持義務及び競業避止義務

自由競争減殺の観点からは、発注者（使用者）が役務提供者に対して営業秘密等の漏えい防止の目的のために合理的に必要な（手段の相当性が認められる）範囲で秘密保持義務又は競業避止義務を課すことは、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

競争手段の不公正さの観点からは、発注者（使用者）が役務提供者に対して義務の内容について実際と異なる説明をし、又はあらかじめ十分に明らかにしないまま役務提供者が秘密保持義務又は競業避止義務を受け入れている場合には、独占禁止法上の問題となり得る。

優越的地位の濫用の観点からは、優越的地位にある発注者（使用者）が役務提供者に課す秘密保持義務又は競業避止義務が不当に不利益を与えるものである場合には、独占禁止法上の問題となり得る。

不当に不利益を与えるものか否かは、これら義務の内容や期間が目的に照らして過大であるか、役務提供者に与える不利益の程度、代償措置の有無及びその水準、これら義務を課すに際してあらかじめ取引の相手方（役務提供者）と十分な協議が行われたかなどの決定方法、他の取引の相手方（役務提供者）の条件と比べて差別的であるかどうか、通常秘密保持義務及び競業避止義務との乖離の状況等を考慮した上で判断される。

ウ 専属義務

自由競争減殺の観点からは、発注者が役務提供者に対して、発注者が自らへの役務提供に専念させる目的や、役務提供者の育成に要する費用を回収する目的のために合理的に必要な（手段の相当性が認められる）範囲で専属義務を課すことは、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

競争手段の不公正さの観点からは、発注者が役務提供者に対して義務の内容について実際と異なる説明をする、又はあらかじめ十分に明らかにしないまま役務提供者が専属義務を受け入れている場合には、独占禁止法上問題となり得る。

優越的地位の濫用の観点からは、優越的地位にある発注者が課す専属義務が不当に不利益を与えるものである場合には、独占禁止法上問題となり得る。

エ 役務提供に伴う成果物の利用等の制限

発注者が役務提供者に対して合理的な理由なく行う以下の行為は、それにより他の発注者が商品・サービスを供給することが困難となるなどのおそれを生じさせる場合

には、自由競争減殺の観点から独占禁止法上問題となり得る。

- ・ 役務の成果物について自らが役務を提供した者であることを明らかにしないよう義務付けること
- ・ 成果物を転用して他の発注者に提供することを禁止すること
- ・ 役務提供者の肖像等の独占的な利用を許諾させること
- ・ 著作権の帰属について何ら事前に取り決めていないにもかかわらず、納品後や納品直前になって著作権を無償又は著しく低い対価で譲渡するよう求めること

競争手段の不公正さの観点からは、発注者が役務提供者に対して義務・制限等の内容について実際と異なる説明をし、又はあらかじめ十分に明らかにしないまま役務提供者がそのような義務・制限等を受け入れている場合には、独占禁止法上問題となり得る。

優越的地位の濫用の観点からは、優越的地位にある発注者が課す義務・制限等が不当に不利益を与えるものである場合には、独占禁止法上問題となり得る。

オ 役務提供者に対して実態より優れた取引条件を提示し、自らと取引するようにすること

発注者（使用者）が役務提供者に対して事実とは異なる優れた取引条件を提示し、又は役務提供に係る条件を十分に明らかにしないことで、役務提供者が、発注者（使用者）から提示された役務提供に係る条件を正確に理解した上で提供先である発注者（使用者）を決定することができず、その取引条件が他よりも優れていると思わせることで役務提供者を誤認させ、又は欺き自らと取引するようにすることは、役務提供者に不利益をもたらすだけでなく、正しく取引条件を提示する発注者（使用者）にも不利益をもたらす、競争者に対する取引妨害として、競争手段の不公正さの観点から独占禁止法上の問題となり得る。

カ その他発注者の収益の確保・向上を目的とする行為

優越的地位にある発注者による役務提供者に対する以下の行為は、優越的地位の濫用の観点から独占禁止法上問題となり得る。

- ・ 代金の支払遅延、代金の減額要請及び成果物の受領拒否
- ・ 著しく低い対価での取引要請
- ・ 成果物に係る権利等の一方的取扱い
- ・ 発注者との取引とは別の取引により役務提供者が得ている収益の譲渡の義務付け

キ 優越的地位の認定に当たって考慮すべき事項

人材獲得市場に特有の以下の事情は、発注者の優越的地位の存在を支持する事情と考えられる。このような事情やその他の事情を含む前記ア(ウ)の①～④に該当する事情

を総合的に考慮して、個別具体的に優越的地位が認定される。

- ・ 企業組織と比べて情報収集能力や交渉力が劣ることに起因して、役務提供者による取引先変更の可能性が低い場合
- ・ 発注者間で情報が広がりやすい業界においては、役務提供者が取引条件を交渉すること自体がネガティブな評判となり取引先変更の可能性を低下させる場合
- ・ 役務提供者の事業規模が小さく業務処理能力の関係上同時に取引できる発注者が限られる場合
- ・ 役務提供者の選択の自由が既存の役務の提供先である発注者により制限されている場合

(7) 競争政策上望ましくない行為

前記(5)及び(6)以外の行為について、独占禁止法上は直ちに問題とならない場合であっても、後記アないしエのように、競争に悪影響を与えたり、独占禁止法違反行為を引き起こす誘因となったりする行為は、競争政策上望ましくない行為である。

ア 役務提供者にとって秘密保持義務・競業避止義務の対象範囲が不明確であること

対象範囲が不明確な秘密保持義務又は競業避止義務は、役務提供者に対して他の発注者（使用者）との取引を萎縮させる場合があり、望ましくない。対策として、関係分野ごとに、範囲の明確化に資する考え方を周知することなどが考えられる。

イ 役務提供者への発注を全て口頭で行うこと

発注者は、書面により、報酬や発注内容といった取引条件を具体的に明示することが望まれる。

ウ 対価等の取引条件について他の役務提供者への非開示を求めること

発注者が、合理的理由なく対価等の取引条件について他の役務提供者への非開示を求めることは、役務提供者に対する情報の非対称性をもたらし、また、発注者間の競争を起こらなくし、望ましくない。

エ 人材獲得市場において取引条件を曖昧な形で提示すること

役務提供者の獲得を巡って競争する発注者（使用者）が対価を曖昧な形で提示する慣行は発注者（使用者）が人材獲得競争を回避する行動であり、望ましくない。

(8) おわりに

現在、我が国における「働き方」は多様化の時代を迎えている。インターネット上のプラットフォームの増加や、シェアリングエコノミーの普及によって、個人として働く者の人口が今後更に増加することが予想される。加えて、第四次産業革命の進展に伴

い成長分野への労働移動が必要となる可能性もある。本検討会は、そうした来るべき時代に備え、人材を巡る社会問題について、独占禁止法の考え方を整理した。その際、現時点で既に顕在化している行為を中心としつつも、それにとどまることなく、将来起こり得る行為も可能な範囲で視野に入れ、そのような問題に対しても対処できるようにすべく、独占禁止法上及び競争政策上の考え方も含め、検討・整理を行った。本報告書における考え方が、個人として働く者の労働環境を向上させ、役務提供者がその能力をいかに発揮できるようにすることを通じて、我が国の経済発展の実現に資するものとなることを切に願っている。

昭和22年に独占禁止法が施行されて以降、人材獲得競争に関して独占禁止法の具体的な執行はほとんどみられなかった。本報告書を契機として、独占禁止法の執行を始めとする公正取引委員会による積極的な取組が行われ、また、独占禁止法の執行を通じた事例の蓄積を踏まえ、本報告書に示した考え方の一層の精緻化、具体化が進められることを強く希望する。

また、人材を巡る社会問題の全体的な解決は、独占禁止法だけでなく、労働法、消費者保護法や各種の事業法等の関係法規や実務慣行等がある中で、バランスを取りながら実現されるべきものである。本検討会の整理は、独占禁止法が対処し得る範囲内での整理であり、他法令との適用関係や具体的な運用の在り方についてまで仔細に検討できたわけではなく、いわば問題解決に必要な議論の第一ステップにすぎない。独占禁止法の執行だけでは対応できない人材獲得競争に関する問題（前記(7)）を含む諸問題に対して、今後、関係各省庁や業界において、積極的な取組がなされることを期待したい。

5 ディスカッション・ペーパーの公表

競争政策研究センターは、平成29年度において、競争政策上の先端的な課題について、学識経験者等が、公正取引委員会の担当部局と議論しながら、執筆者の名義・責任で論考を発表するディスカッション・ペーパー2本を公表した（第2表参照）。ディスカッション・ペーパーは競争政策研究センターのウェブサイト（<https://www.jftc.go.jp/cprc/index.html>）上に全文を掲載している。

第2表 ディスカッション・ペーパー（平成29年度公表分）

	公表年月日	タイトル・執筆者
1	29. 7. 26	「EUの確約制度および制裁金制度の運用」 杉本 武重（CPRC客員研究員）
2	30. 1. 10	「フランス・ブッキングドットコム事件と確約手続、裁判所による競争制限行為規制及び事業法 ―オンライン旅行取引分野における同等性条項をめぐる―」 Jérôme Fabre（BDGS Associés 法律事務所） 和久井 理子（大阪市立大学大学院法学研究科特任教授・CPRC主任研究官）

（注）執筆者の役職等は公表時点のものである。

6 国際シンポジウム、公開セミナー等

(1) 国際シンポジウム

競争政策に関する国際的な交流拠点としての機能を果たすため、競争政策研究センターでは、海外の競争当局担当者や学識経験者を迎えた国際シンポジウムを開催している。

競争政策研究センターは、平成 29 年 5 月 19 日、(公財) 公正取引協会との共催により、基調講演者として Howard Shelanski ジョージタウン大学教授及び Bruce Lyons イースト・アングリア大学教授を、コメンテーターとして小田切宏之一橋大学名誉教授を招へいし、「グローバル経済の下での企業結合規制：これまでの軌跡と次の 10 年の課題」をテーマに国際シンポジウムを開催した。同シンポジウムでは、前記 2 名の講演者から、企業結合規制に関する現在の課題や企業結合の影響評価の手法等について報告が行われ、その後行われたパネル・ディスカッションでは、デジタル化等が企業結合規制にもたらす影響等について議論が行われた。

また、平成 30 年 3 月 30 日、大阪弁護士会、(公社) 関西経済連合会、大阪商工会議所、(一社) 電子情報技術産業協会関西支部及び神戸大学との共催により、報告者として Jorge L. Contreras ユタ大学教授、青木玲子公正取引委員会委員、Simon Vande Walle 欧州委員会競争総局ケースハンドラー及び Thomas Weck ドイツ独占委員会リードアナリストを、討論者として芝田員範京セラ(株)法務知的財産本部ライセンス部部長、Liyang Hou 上海交通大学教授、川濱昇京都大学教授、福岡則子パナソニック IP マネジメント(株)ライセンス部担当部長及び浜中孝之はばたき綜合法律事務所弁護士を招へいし、『『デジタル・エコノミーの進展と競争政策』～I o T, データ, プラットフォーム・ビジネスと法～』をテーマに国際シンポジウムを大阪市で開催した。同シンポジウムでは、第 1 部で「I o T/A I 時代の知的財産権と競争法」をテーマとした報告及び議論が行われ、第 2 部で「データ・プラットフォームと最近の競争法執行の状況」をテーマとした報告が行われた後、データの不可欠施設該当性、アルゴリズムを通じた共謀等について議論が行われた。

(注) 基調講演者等の役職等は開催時点のものである。

(2) 公開セミナー

競争政策研究センターは、一般の方々に競争政策の動向について理解を深めていただくため、平成 29 年度においては、3 件の公開セミナーを開催した(第 3 表参照)。

第3表 公開セミナーの開催状況（平成29年度）

	開催年月日	テーマ・講演者等
1	29. 6. 23	「確約手続の国際比較 ～日・米・欧の観点から～」 [講演者] 小室尚彦（公正取引委員会事務局経済取引局総務課企画室長） 大軒敬子（ホワイト&ケース法律事務所／ホワイト&ケース外国法事務弁護士事務所〔外国法共同事業〕 弁護士） 杉本武重（ギブソン・ダン・クラッチャー法律事務所〔ブリュッセルオフィス〕 弁護士） [コメンテーター] 泉水文雄（神戸大学法学研究科教授）
2	29. 12. 5	「デジタルエコノミーと競争政策―事業戦略と競争ルールの望ましいあり方を考える―」 [講演者] 杉本和行（公正取引委員会委員長） 大橋弘（東京大学大学院経済学研究科教授・CPRC主任研究官） 武田邦宣（大阪大学大学院法学研究科教授） 黒本和憲（コマツ取締役(兼)専務執行役員） 菅久修一（公正取引委員会事務局経済取引局長）
3	30. 3. 16	「スポーツと競争法～『人材と競争政策に関する検討会』報告書を踏まえて～」 [講演者] 川井圭司（同志社大学政策学部教授） 泉水文雄（神戸大学法学研究科教授） [コメンテーター] 神林龍（一橋大学経済研究所教授） 渡辺伸行（TMI 総合法律事務所弁護士）

（注）講演者等の役職等は開催時点のものである。

(3) CPRCセミナー

競争政策研究センターは、将来の研究課題の発掘等に資するために、競争政策上の課題について有識者による講演をCPRCセミナーと題して開催している。

(4) BBL (Brown Bag Lunch) ミーティング

競争政策研究センターは、将来の研究課題の発掘等に資するために、競争政策の観点から注目すべき業界の動向等について、有識者による講演を昼食時間等を利用してBBLミーティングと題して開催している。